

監査公表第 615 号

市長の要求に基づく監査結果公表

地方自治法第 199 条第 6 項及び第 7 項の規定により、標記の監査を行ったので、同条第 9 項の規定により、監査の結果を次のとおり公表します。

平成 21 年 7 月 31 日

京都市監査委員	内 海 貴 夫
同	日 置 文 章
同	不 室 嘉 和
同	出 口 康 雄

京都市長に対する監査結果通知文

監 第 50-1 号  
平成 21 年 7 月 31 日

京都市長 門川 大作 様

京都市監査委員	内 海 貴 夫
同	日 置 文 章
同	不 室 嘉 和
同	出 口 康 雄

市長の要求に基づく監査の結果に関する報告及び意見について（通知）

平成 21 年 2 月 25 日付け総総総第 74 号による地方自治法（以下「法」という。）第 199 条第 6 項及び第 7 項の規定による市長の要求に基づき、監査を実施したので、同条第 9 項に規定する監査の結果の報告及び同条第 10 項に規定する意見を、次のとおり提出します。

この監査の結果に基づき講じた措置については、法第 199 条第 12 項の規定により、監査委員に通知してください。

第 1 市長からの監査要求事項

- 1 平成 10 年度から平成 20 年度までの間に京都市（以下「市」という。）が社団法人京都市保育園連盟（以下「連盟」という。）に対して執行した民間社会福祉施設援護費のうち通勤手当助成費，嘱託医手当助成費，定員割れ対策費，定員弾力化対策費，定員削減対策費，夜間保育対策費及び障害児統合保育対策費（以下「通勤手当助成費等」という。）に係る事務の執行の適否について
- 2 連盟に生じた通勤手当助成費等の余剰金についての平成 10 年度から平成

20 年度までの間の取扱いに対する市の関与に係る事実関係及び事務の執行の適否について

3 市の連盟に対する京都市中央斎場待合室接遇業務委託に係る事実関係及び事務の執行（特に、契約の相手方の選定、委託料の算定及び当該委託業務の履行状況）の適否について

4 平成 19 年度及び平成 20 年度に市が連盟に対して執行した民間社会福祉施設援護費（通勤手当助成費等を除く。）及び保育所運営費に係る財務に関する事務の執行の適否について

5 平成 19 年度及び平成 20 年度における市の連盟に対する障害児統合保育に関する助言指導及び研修事業等委託及び給食業務相談等事業委託に係る財務に関する事務の執行の適否について

6 平成 19 年度及び平成 20 年度に市が連盟に対して執行した京都保育研究所事業補助金、看護学修得事業補助金及び八瀬野外保育センター運営補助金に係る財務に関する事務の執行の適否について

7 上記 6 の補助金に係る連盟の出納その他の事務の執行の適否について

## 第 2 監査の実施

### 1 監査の実施根拠

法第 199 条第 6 項及び第 7 項

### 2 監査の範囲

上記第 1 に掲げる事項。ただし、本報告においては、平成 21 年 6 月 17 日付け監第 39-1 号で通知した上記第 1 1, 2 及び 4 に掲げる事項は除く。

### 3 監査の期間

平成 21 年 3 月 4 日から同年 7 月 29 日まで

### 4 監査の方法

#### (1) 第 1 3 に掲げる事項について

##### ア 書類調査

保健福祉局に対し、保存されている収入及び支出関係書類その他決定書などの関係書類の提出を求め、当該収入及び支出の根拠の調査等を行った。

##### イ 質問調査

保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課長への質問調査を行った。

##### ウ 関係人調査

法第 199 条第 8 項に基づき、関係人に対し、次のとおり調査を行った。

##### (ア) 書類その他の記録の調査

連盟に対し、書類その他の記録の提出を求め、京都市中央斎場待合室接遇業務（以下「接遇業務」という。）に係る連盟での事務処理状況等について調査を行った。

(イ) 事情の聴取

保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課（以下「生活衛生課」という。）の元職員、連盟の元役員、連盟からの接遇業務の受託者及び実際の接遇業務の従事者から、事情を聴取した。

(2) 第15に掲げる事項について

ア 書類調査

保健福祉局に対し、保存されている支出関係書類その他決定書などの関係書類の提出を求め、当該支出の根拠の調査等を行った。

イ 関係人調査

法第199条第8項に基づき、連盟に対し、書類その他の記録の提出を求め、平成19年度及び平成20年度における障害児統合保育に関する助言指導及び研修事業等委託及び給食業務相談等事業委託に係る連盟での事務処理状況等について調査を行った。

(3) 第16に掲げる事項について

保健福祉局に対し、保存されている支出関係書類その他決定書などの関係書類の提出を求め、当該支出の根拠の調査等を行った。

(4) 第17に掲げる事項について

連盟に対し、帳簿、書類その他の記録の提出を求め、補助金に係る連盟の出納その他の事務の執行状況等について調査を行った。

第3 第13に掲げる事項について

1 監査の結果

(1) 監査の対象となる業務に係る施設及び事務の概要

ア 京都市中央斎場について

(ア) 施設建設の経緯

市では、京都市斎場条例に基づき、公衆衛生の向上を図るため、京都市中央斎場（以下「斎場」という。）を設置している。

斎場は、京都市山科区上花山旭山町19番地の3に所在し、旧花山火葬場及び旧蓮華谷火葬場の老朽化に伴い、旧花山火葬場を全面撤去し、その跡地を拡張、造成のうえ、昭和56年4月に開設したものである。

旧花山火葬場は、明治10年に東西本願寺によって火葬場として創立され、昭和6年に市に移管したものである。また、旧蓮華谷火葬場は明治37年に京都市北区大北山蓮ヶ谷町2番地の1に市が設置し、現在も斎場の分場として、緊急時に稼働できるよう、火葬設備を維持管理している。

(イ) 施設の概要

斎場は、炉棟となる本館と、管理棟となる別館を主な施設とし、延床面積はこれらを併せて5,720.7平方メートルである。燃焼施設

として、無煙突炉が 24 基、炉上設置型の二次燃焼室 24 基及び動物炉 2 基等がある。また、待合室を別館の 1 階及び 2 階に設けており、それぞれに設置された冷温水器からお茶が無料で飲めるようになっている。さらに、2 階には喫茶室を設けている。

イ 接遇業務の委託及び喫茶室の使用許可について

(ア) 接遇業務の概要

接遇業務の委託の所管課は、生活衛生課である。

接遇業務は、斎場の待合室に設置された冷温水器にお茶の補充を行うほか、待合室内において清掃や案内等を行う業務である。生活衛生課によると、昭和 56 年度の斎場開設以来、随意契約により連盟（昭和 56 年度当初は、連盟の前身の一つである社団法人京都市保育事業団（以下「事業団」という。））に接遇業務を委託してきた。

また、接遇業務の委託の決定書において、喫茶室を営業していることを接遇業務の委託の要件としてきたため、喫茶室に係る行政財産の目的外使用許可（以下「喫茶室の使用許可」という。）についても監査の対象とした。

(イ) 喫茶室の使用許可の概要

喫茶室の使用許可の所管課は、生活衛生課である。

喫茶室は、斎場の 2 階に設けられている。生活衛生課によると、昭和 56 年度の開設以来、平成 20 年度まで、喫茶室の用途のために連盟（昭和 56 年度当初は事業団）に対して行政財産の目的外使用を許可してきた。

(2) 監査の対象となる業務における事実関係等

ア 接遇業務の委託契約及び喫茶室の使用許可の相手方の選定

(ア) 斎場開設まで

a 市における経緯

市は、昭和 56 年度の斎場開設から平成 20 年度までの 28 年間、連盟に対し、喫茶室の使用許可を行うとともに、接遇業務の委託契約を締結してきた。

斎場開設からの経緯につき、生活衛生課の説明では、斎場の開設に当たり、利用者の利便性を考慮し、喫茶室を設けることとなったが、遺族の公正な利用の確保と新斎場の円滑な運営を図るため、非営利団体である社会福祉法人等による公正な経営主体の導入をすることとした、とのことであった。このことにより、喫茶室の営業希望を申し出た連盟に対し、使用許可を行うこととなったものである。

b 連盟における経緯

連盟は、斎場の開設に当たり、喫茶室の使用許可を申請し、使

用許可を受けるとともに、接遇業務を受託してきた。

連盟によると、連盟が喫茶室の使用許可を申請し、接遇業務を受託した経緯については、接遇業務の委託料を収入し、それを八瀬野外保育センターの運営費に充てていたとのことであった。

c 連盟からの営業代行

連盟は、食品衛生法上の営業許可を受け、更新手続も行っていたが、当初から喫茶室の営業を直接には行っておらず、連盟の前身の一つである事業団の会長名で委嘱状を交付し、接遇業務と併せて他者に営業を代行させていたことが明らかになっている。

d 喫茶室の営業者

連盟から喫茶室の営業代行を受けていた者（以下「営業代行者」という。）は、当初から他者に営業を委託していた。この二者間には業務委託契約に当たる契約が締結されていたことがそれぞれに対する関係人調査から明らかになった。

(イ) 斎場開設以降

a 接遇業務の委託の更新

市は、接遇業務について委託契約の更新を毎年度行っていたが、いずれも連盟に対する随意契約としてきた。

これは、先に述べたとおり、喫茶業務を行っていることを接遇業務受託の要件としてきたことによる。

b 営業代行の嘱託の継続

連盟からの喫茶室の営業代行は、その後継続して営業代行者に嘱託されており、平成 20 年度まで継続されてきた。

c 営業代行者による営業実態

先に述べたとおり、営業代行者は直接的には営業を行っていないが、喫茶室の使用許可の条件としている「営業実績報告書」は営業代行者によって作成され、連盟名義で提出されていた。

d 喫茶室の営業者による営業実態

営業代行者から業務を受託し実際に営業を行っていた者（以下「実際の営業者」という。）は、市が連盟に対して定めた使用許可条件に沿って営業していた。また、接遇業務についても市が定めた仕様書に沿って業務を行っていた。

(ウ) 近年の動き

a 市における営業代行の把握

接遇業務の委託において、平成 17 年度以降の委託契約書では、事前に文書による承諾を得ない再委託（以下「未承諾再委託」という。）を禁止する旨を定めていたことから、生活衛生課は、連盟に再委託の有無について確認したところ、接遇業務の未承諾再委

託を行っていることが判明したとのことであった。

これは、営業代行の嘱託が、接遇業務において実質的に再委託を行っているものと同じであることから、生活衛生課において未承諾再委託が行われているものと判断したことによる。

このため、生活衛生課は、連盟に対し「再委託承諾申請書」の提出を求めたが、結局提出されず、連盟への関係人調査などにより、連盟内に保管されたままとなっていたことが判明した。

#### b 連盟における動き

連盟では、接遇業務が未承諾再委託を行っているものとされたことから、営業代行者との間で「京都市中央斎場営業業務代行契約書」を締結し、それまでの「営業代行の嘱託」では明文化されていなかった代行業務や遵守事項を再確認した。また、市に対し「再委託承諾申請書」を提出しようとしたが、連盟に保管されたままとなっていた。

#### c 連盟との協議

生活衛生課は、平成 21 年 1 月に、これらの営業代行が問題であると考え、過去の経緯にとらわれず、今後の接遇業務の委託及び喫茶室の使用許可について公募することを前提に、連盟と協議していた。

### イ 接遇業務の委託料の算定

#### (ア) 市による委託料の算定

文書保存されている平成 15 年度から平成 20 年度までの接遇業務の委託に係る決定書を確認したところ、平成 15 年度と平成 16 年度については、保健福祉部長が決定しており、委託料については算出根拠が示されていた。平成 17 年度以降については、局長等専決規程が改正され、保健福祉総務課長が決定しており、連盟から提出された見積書に基づき委託料を算定していた。また、決定後に連盟と委託契約を締結していた。

委託料については、平成 15 年度が 250 万 2,150 円、平成 16 年度から平成 20 年度までが 247 万 9,340 円となっていた。なお、委託料は斎場開設当初から同様に算定されていたものと推認される。

#### (イ) 委託料の支出

委託料の支出については、この決定に基づき、連盟に対し前金払により支出されていた。

#### (ウ) 連盟による委託料の位置付けと決算

先に述べたとおり、連盟は、接遇業務の委託料を収入し、八瀬野外保育センターの運営費に充てていたとのことであった。

委託料は、昭和 56 年度から昭和 60 年度までは、八瀬野外保育セ

ンター特別会計に委託料として、昭和 61 年度から平成 17 年度までは、本部会計に補助金として、平成 18 年度から平成 20 年度までは本部会計に委託料として、それぞれ収入し、決算処理されていた。

八瀬野外保育センター特別会計への決算処理や、補助金としての決算処理により、連盟では、説明のとおり委託料を八瀬野外保育センターの補助金として位置付けていた。

(エ) 営業代行による再委託

連盟は、営業代行者に対して、喫茶室の営業と併せて接遇業務についても代行させていたが、委託料を支出していなかった。

ウ 接遇業務の履行確認

(ア) 委託業務終了報告書の作成

接遇業務について、仕様書に「委託業務終了報告書」を毎月提出する旨を定めている。委託業務終了報告書は、喫茶室の実際の業者から斎場を通して生活衛生課に連盟名義で提出されていた。

(イ) 委託業務終了報告書の内容

委託業務終了報告書は、毎月のお茶と紙コップの受入量を記載するだけのものであり、仕様書に定められた委託業務が履行されていることを確認するためには十分なものではなかった。

(ウ) 日常の接遇業務の履行確認

日常の接遇業務については、生活衛生課の職員に対し、喫茶室の実際の業者から口頭で報告されていた。また、生活衛生課の職員が、履行されていることを日々確認していた。

エ その他の事務について

(ア) 喫茶室の使用料

文書保存されている平成 15 年度から平成 20 年度までの喫茶室の使用許可の決定書には、使用料の算定根拠が明らかになっており、市が定めた算定基準のとおり建築評価額に基づく家賃と近傍類似地の地代から算定した使用料を決定していた。

使用料については、平成 15 年度から平成 20 年度までの平均金額が 262 万 4,287 円となっていた。なお、使用料は斎場開設当初から同様に算定されていたものと推認される。

使用料の納入については、営業代行者によって連盟名義で納入されていた。

(イ) 喫茶室の使用許可条件

喫茶室の使用許可の条件として、平成 3 年度以降はその転貸を禁止することを明文化している。連盟では斎場開設当初から営業代行の囑託を行っているが、営業代行者、更には他者による営業が行われていたことは、喫茶室が実質的に転貸されていたものとみなし得

る。

オ 平成 21 年度に向けての事務の改善について

市は、平成 21 年度の喫茶室の使用許可について、平成 21 年 3 月に、接遇業務を使用許可の条件に含めたうえで、公募により事業者を選定した。これにより、斎場開設以来継続して行われてきた連盟への喫茶室の使用許可は、接遇業務とまとめて競争に付され、接遇業務の委託及び喫茶室の使用許可における事務は平成 21 年度以降改善されることとなった。

(3) 問題点

ア 接遇業務の再委託及び喫茶室の転貸について

接遇業務について、平成 17 年度以降は再委託することを委託契約書により禁止しているが、連盟は再委託を前提に接遇業務を受託してきた。

また、喫茶室の使用許可について、平成 3 年度以降は転貸することを使用許可条件として明文化して禁止しているが、連盟は転貸を前提に喫茶室の使用許可を申請してきた。

委託契約の条項や使用許可条件が、当初のものから変更されているにも関わらず、連盟はこれを遵守せず、なお再委託や転貸を行っていたことは、公益法人としての規範意識の欠如であり、問題である。

生活衛生課については、営業の実態を確認することなく長年にわたり再委託や転貸の事実を把握せず、見過ごしてきたことが問題である。さらに、市の施設が所管課の把握しないところで転貸されていたことは、市の公有財産管理上問題である。

イ 連盟における委託料の経理処理について

市は、接遇業務の委託料を連盟に対して支出してきたが、連盟ではこの委託料を八瀬野外保育センターの運営補助金としての位置付けで収入し、決算処理を行っていた。

八瀬野外保育センターの運営補助金という独自の解釈により経理処理を行っていたことは、公益法人の判断としては不適切である。

(4) 監査委員における判断

接遇業務については、平成 21 年度から、喫茶室の使用許可の条件に含めたうえで、公募により事業者を選定したことから、前項で問題点としたアについては、改善がなされている。また、イについては、連盟に対する接遇業務の委託料の支出がなくなった。このため、問題点として掲げた事項は、解消されたものと判断する。

(5) 市長に対し措置を求める事項

以上の事実関係等に基づき、市長に対し措置を求める事項はなかった。

2 法第 199 条第 10 項の規定による意見

本件監査の結果に基づき、市長に対し、次のとおり意見を提出する。

(1) 業務における実態把握について

齋場の接遇業務委託において、連盟は、市が認めていない未承諾再委託を行っていたほか、営業する条件で使用許可を受けた齋場の喫茶室について、市が認めていない転貸を行っていた。所管課は、委託業務終了報告書や喫茶室の営業実績報告書の提出を求めているものの、業務の実態を長年にわたって把握をすることができなかった。

委託は、市の行うべき業務を他者に行わせるものである。また、行政財産の目的外使用許可は、本来行政の用に供すべき施設を、本来の用途又は目的を妨げない限度において、特に必要のある場合について許可するものであり、これらについて、市は適切に実施されることを担保する責任があり、その業務実態には特に留意する必要がある。

市では、契約の履行確認等の手続などについて一定のルールを定めているが、実際にはその業務の実態把握はできていなかったことになる。委託及び公有財産の管理については、業務の適切な実施のため、提出を受けた書類に記載された内容について、実態と相違はないか適切に確認する必要があると考えられる。他の委託や公有財産の管理においても、同様の問題が起きないように、今後は必要に応じて実地調査を行うことなどを含め、業務実態の把握に努められたい。

平成 21 年 6 月 17 日に監査の結果に併せて提出した意見においても述べたところであるが、多岐にわたる市の業務には、それぞれ固有のリスクが存在していると捉えるべきであり、今回の事案はこれが顕在化したものであるともいえる。このようなリスクが存在するとの認識の下、内部統制のあり方を検討し、適切な業務の実施のため、業務に応じた実効性のあるルールづくりなど、今後更なる取組を進められたい。

第 4 第 1 5 に掲げる事項について

1 監査の結果

(1) 障害児統合保育に関する助言指導及び研修事業等委託に係る事務の執行について

ア 委託事業の概要

市では、民間保育所（以下「保育園」という。）における障害児統合保育に関する助言指導及び研修事業等（以下「障害児保育指導事業」という。）を、連盟に委託している。

障害児保育指導事業は、保育園における障害児保育を推進することを目的としており、保育者の障害児に対する理解を深め、保育の質の向上に資するために実施している。具体的な委託内容は、保育園巡回相談（発達相談及び保育相談）の実施や障害児保育研修会の開催等である。

障害児保育指導事業の委託の所管課は、保健福祉局子育て支援部保育課（以下「保育課」という。）である。

保育課によると、委託内容については委託契約書により取り決めており、委託に係る仕様書などはない、としている。

#### イ 所管課における事務の状況

##### (ア) 委託料の支出における事務手続

平成 19 年度及び平成 20 年度の決定書を見ると、障害児保育指導事業は連盟と随意契約による委託契約を締結していた。

連盟に対する随意契約理由は「障害児保育にあたっては、その時々において障害児の発達にみあった適切な対応が求められるため、（中略）民営保育所での障害児保育に関して長年かつ広範囲にわたって精通しており、本市の障害児統合保育に関する知識及び経験が豊富であること。」としていた。

委託内容は先に述べたとおりであり、委託料の算定根拠として、巡回相談の予定回数に単価を乗じたものに研修事業の予定費用を加えた金額の見積書を連盟から受領していた。

##### (イ) 委託料の算定

委託料については、巡回相談の予定回数に単価を乗じたものに研修事業の予定費用を加えたものであるが、見積書における巡回指導の単価及び研修事業の費用の根拠（会場費、講師謝礼及びテキスト代等）は明確ではなかった。

前年度の事業実績により、当該年度の金額も類推されるが、連盟に対し、委託料の算定の具体的な根拠を記載した見積書の提出を求めるなど、委託料の算定に当たって明確な根拠となるものを添付することが望まれる。

##### (ウ) 委託料の支出方法

委託料については、連盟から市に対して提出された見積書に基づき、支出決定がされていた。

平成 19 年度では、委託料支出決定後、平成 19 年 5 月 25 日に前金払により支出されていた。また、平成 20 年度では、同様に平成 20 年 5 月 12 日に前金払により支出されていた。

##### (エ) 実績報告

実績報告に関しては、連盟に対し、委託契約書において実績報告書を翌年度の 4 月末までに提出することを求めている。

平成 19 年度分に関しては、平成 19 年度の決算、巡回保育園一覧及び研修会等の事業内容が平成 20 年 4 月 25 日付けで提出されていた。供覧については、簡易な供覧を保育課長まで行っていた。しかしながら、供覧開始日が平成 20 年 7 月 8 日であり、実績報告書の提

出日から2箇月以上経過していた。

平成20年度分に関しては、平成19年度分と同様のものが平成21年4月30日付けで提出され、同日付けで文書管理システムによる供覧を開始し、保育課長まで供覧していた。

#### ウ 団体における事務の状況

##### (ア) 委託事業の実施状況

障害児保育指導事業は、連盟により、委託契約書に基づき実施されていた。

連盟では、委託事業として巡回相談事業のほか、研修会やアンケートを実施していた。

平成19年度では、巡回相談は延べ332園、障害児1,579人に対し実施していた。また、研修会を5回、アンケートを1回実施していた。平成20年度では、巡回相談は延べ335園、障害児1,583人に対し実施していた。また、研修会を5回、うち視察研修会を1回実施していた。

##### (イ) 経理の状況

平成19年度及び平成20年度における連盟の収支計算書によると、委託料については、連盟の本部会計で収入されていた。委託料は、平成19年度及び平成20年度について、それぞれ571万8,000円であった。

また、翌年度の4月に実績報告書が連盟から市に提出されているが、決算書において事業費が委託料を上回っており、不足額は連盟負担分とされていた。

連盟の障害児保育指導事業に関する見積書については、連盟から市に対して提出されているが、見積書において、巡回指導の単価及び研修事業の費用の根拠が明確ではなかった。

連盟は、委託料の算定の根拠となる見積書について、実績報告書の内容を参考にするなど、具体的に記載することが望まれる。

#### エ 市長に対し措置を求める事項

障害児保育指導事業の委託に係る事務の執行に関して、市長に対し措置を求める事項はなかった。

#### (2) 給食業務相談等事業委託に係る事務の執行について

##### ア 委託事業の概要

国において、食育に関する取組が推進されている中で、各保育園から給食内容や食物アレルギーへの対応に関する相談が増加しており、保育園の給食関係職員等への正しい知識の普及、啓発が求められている。

このような中で、保育園への給食指導及び保育園からの食物アレルギー

ギー等に関する個別相談に応じるため、管理栄養士を保育園に巡回派遣させ、研修実施体制の強化を図るため、給食業務相談等事業（以下「給食相談事業」という。）を、連盟に委託している。

給食相談事業における具体的な委託内容は、管理栄養士による保育園への巡回相談の実施や、給食関係職員等に対する給食内容に関連した知識を深めるための研修会の開催等である。

給食相談事業の委託の所管課は、保育課である。

決定書によると、委託契約書のほか、「給食業務相談等事業について」という別紙により、事業内容を具体的に決めていた。

#### イ 所管課における事務の状況

##### (ア) 委託料の支出における事務手続

平成 19 年度の決定書の写し及び平成 20 年度の決定書を見ると、給食相談事業は連盟と随意契約により委託契約を締結していた。

連盟に対する随意契約理由は「全保育所が加盟する唯一の団体であり、派遣調整が円滑に行われることが見込まれるうえ、既に委託している障害児統合保育に関する巡回指導との連携も図れること。」としていた。

委託内容は先に述べたとおりであり、委託料の算出根拠として、見積書を連盟から受領していた。見積書の内容は、連盟で雇用している管理栄養士の人件費、事務費及び消費税相当額であり、人件費に関しては内訳が記載されていた。

なお、平成 19 年度分に関しては、決定書を紛失していたが、その写しが保管されていた。

所管課においては、書類の管理を徹底するなど、公文書の取扱いに留意することが望まれる。

##### (イ) 委託料の算定

委託料については、連盟から提出された見積書に基づき、管理栄養士の人件費、事務費及び消費税を根拠として算定していた。

##### (ウ) 委託料の支出方法

平成 19 年度では、委託料支出決定後、平成 19 年 7 月 9 日に前金払により支出されていた。また、平成 20 年度では、同様に平成 20 年 9 月 26 日に前金払により支出されていた。

##### (エ) 実績報告

実績報告に関しては、連盟に対し、委託契約書において実績報告書を翌年度の 4 月末までに提出することを求めている。

平成 19 年度分に関しては、巡回相談の実施日及び実施保育園一覧が平成 20 年 4 月 30 日付けで提出されており、簡易な供覧を保育課長まで行っていた。なお、供覧開始日等は記載されていなかった。

平成 20 年度分に関しては、平成 19 年度と同様のものと、平成 16 年度から平成 20 年度までの訪問状況のまとめが平成 21 年 3 月 31 日付けで提出されており、同日付けで文書管理システムによる供覧を開始し、保育課長まで供覧していた。

ウ 団体における事務の状況

(ア) 委託事業の実施状況

給食相談事業は、連盟において、委託契約書及び別紙「給食業務相談等事業について」に基づき、実施されている。

連盟では、毎年 4 月に巡回希望の募集受付を行い、おおむね 3 年で全保育園を巡回するものとしている。また、保育課との連絡会議を月 1 回程度開催し、巡回相談の概要報告や情報交換を行っている。

平成 19 年度では、延べ 54 園に対し訪問相談等を実施した。また、平成 20 年度では、延べ 39 園に対し訪問相談等を実施した。

(イ) 経理の状況

平成 19 年度及び平成 20 年度における連盟の収支計算書によると、委託料については、連盟の本部会計で収入されていた。委託料は、平成 19 年度は、512 万 8,000 円であり、平成 20 年度は、514 万円であった。

エ 市長に対し措置を求める事項

給食相談事業の委託に係る事務の執行に関して、市長に対し措置を求める事項はなかった。

第 5 第 1 6 及び 7 に掲げる事項について

1 監査の結果

(1) 京都保育研究所事業補助金に係る事務の執行について

ア 補助金の概要

京都保育研究所は、保育制度、保育内容に関する研究、研修を実施するため、連盟が学識経験者、京都市保育士会及び行政関係者等を含めた検討会を組織し、市における多様な保育ニーズに対応できる保育体制等の検討を行うものであり、市はこれに要する費用の一部を、京都保育研究所事業補助金として補助している。

同補助金の所管課は、保育課である。

イ 所管課における事務の状況

(ア) 補助金の交付

a 事務手続

連盟から市長あての補助金交付申請書（「京都保育研究所事業に伴う助成申請について」）が、当年度の事業計画、予算案を添付して、平成 19 年度分は平成 20 年 3 月に、また平成 20 年度分は平成 21 年 3 月にそれぞれ提出されていた。市は、この申請に基づき、

保育行政上本事業への支援が公益上意義あるものと認め、保健福祉部長決定により補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書を交付していた。

補助金交付決定通知書では、交付の条件として、本事業以外への支出を行ってはならないこと、事業終了後は直ちに収支決算報告書を提出すること、また条件に違反した場合は、補助金を減額し、又は交付を取り消すことがあることなどが規定されていた。

b 補助の対象範囲

京都保育研究所事業補助金の支出手続や補助の対象範囲などを規定する要綱などは定められていなかった。市は、連盟からの交付申請書に添付された京都保育研究所事業の当年度の事業計画及び予算書などの申請内容を基に、同補助金の交付を決定していた。

この事業計画には、当年度の具体的な事業の実施計画が記載されており、この記載された個別の事業に要する経費が補助の対象範囲であると解することができる。

c 補助金額の算定

補助金交付決定書には補助金支出額の総額のみが記載され、その算定内訳などは明確にされていなかった。

また、事業費に関わらず定額の補助が行われていた。

d 支出方法

平成 19 年度の事務を見ると、補助金交付決定後、平成 20 年 4 月に通常払により支出されていた。また、平成 20 年度の事務を見ると、同様に平成 21 年 4 月に通常払により支出されていた。

なお、通常払により支出されていたことから、精算を要するものとはされておらず、精算は行われていなかった。

(イ) 補助金交付条件の履行状況等の確認

京都保育研究所事業の終了報告として、当該事業に係る決算書が平成 19 年度分については平成 20 年 4 月に、平成 20 年度分については平成 21 年 5 月に、それぞれ提出されていた。提出を受けた決算書は、平成 19 年度分については、供覧などは行われておらず、所管課として何ら内容の確認は行われていなかった。また、平成 20 年度分については保育課内でのみ供覧が行われていた。

さらに、当初の補助申請に添付された事業計画に掲げられた事業の実施状況を示すものについては連盟から提出を受けておらず、具体的な事業の実施状況の確認はなされていなかった。

(ウ) 交付額等

平成 19 年度及び平成 20 年度の交付額等は、次のとおりであった。

(表1) 京都保育研究所事業補助金の交付額等

(単位：円)

年度 (平成)	交付 申請日	交付 申請額	交付決定 通知日	支払日	交付額	支出 方法	精算
19	20. 3. 4	2,610,000	20. 3. 18	20. 4. 14	2,610,000	通常払	実施せず
20	21. 3. 12	2,610,000	21. 3. 17	21. 4. 15	2,610,000	通常払	実施せず

## ウ 団体における事務の状況

## (7) 補助の対象とする事業の実施状況

京都保育研究所は、連盟の組織図に記載され、連盟の理事長、副理事長及び常務理事の各役員、連盟の各委員会の委員長、学識経験者、行政関係者、京都市保育士会関係者からなる運営委員会が設置されているが、この運営委員会は、平成19年度及び平成20年度ともに開催された実績はなかった。

連盟の総会に提出された連盟全体の事業報告によると、京都保育研究所として実施された事業は実践論文の募集のみであり、その他の事業は、実際には連盟に設置されている各委員会が行う委員会活動の一環として、取り組まれていた。

この補助金の申請時の事業計画に記載された事業及びその主な実施状況は次のとおりであるが、実際には実施されていない事業が見受けられた。

(表2) 京都保育研究所事業の実施状況

## 1 平成19年度

申請時の事業実施計画		事業の主な実施状況
1	保育制度・保育内容に関する研究・研修 ・保育所保育指針に対する考察 ・保育に係る諸規制改革の考察について ・第4回「保育文化賞」実践論文募集	・保育所保育指針に関する園長研修会の実施 ・実践論文の募集、選考 ・「保育研究—京都—」5号の発行
2	保育制度、保育等の内容に関する資料の作成	・保育制度委員会による国の情勢に関する情報の収集、検討の活動
3	施設整備に関する研究・相談 ・八瀬野外保育センターの一連の整備計画 ・保育園施設整備のあり方について	・八瀬野外保育センターの森の家(魔女の家)の整備手法の検討
4	職員処遇について ・プール制の要綱などの改正 ・職員の雇用契約諸制度の検討(労務・財務)	・プール制要綱の改正 ・パートタイム労働法改正に関する研修会の実施
5	八瀬野外保育センターの運営の見直し	(具体的な事業実施なし)
6	第三者評価について ・公開制度の検討(連盟ホームページの策定)	(具体的な事業実施なし)

7	各種研修会の実施 ・園長研修会（公益法人，子育て，造形，危機管理，障害児など）	・園長研修会の実施
8	その他 ・各園におけるコンピュータのシステム整備，相談 ・保育園に係る安全対策としての危機管理マニュアルの策定	・パソコン研修会，メディア研修会の実施 ・危機管理マニュアルの策定

## 2 平成 20 年度

申請時の事業実施計画		事業の主な実施状況
1	保育・保育園にかかわる研究（論文の公募と顕彰） ①「保育文化賞」の実践研究論文の募集 ②研究論文集の刊行	・実践論文の募集，選考 ・「保育研究－京都－」6号の発行
2	保育制度に関する研究・研修 ①保育制度委員会による情報の収集，検討 ②京都市の「保育園第三者評価制度」の確立に向けて ・委員会の立ち上げ ③新保育所保育指針の研修 ・研修会の開催，保育要録の研究，保育園児に関する諸表の検討	・保育制度委員会による国の情勢に関する情報の収集，検討の活動 ・第三者評価事業委員会の設立と活動 ・保育制度改革に関する園長研修会の実施
3	造形活動に関する研究研修	・造形保育新任者向け実務研究会，造形保育研修会，委員研修会の実施
4	保育園の安全対策・危機管理の研究と普及	・危機管理マニュアルの作成，配付 ・危機管理セミナーの実施

### (イ) 経理の状況

京都保育研究所事業補助金の対象事業に関する支出は，連盟の一般会計で経理されており，収入は，本部会計で受け入れた後，一般会計へ繰り出されていた。

市から交付を受けた補助金は，連盟の本部会計で適切に収入処理されていた。また，市に提出された事業の決算書に記載された内容については，連盟の各会計の決算に計上されていた内容と相違はなかった。

その他，京都保育研究所事業補助金の対象事業に係る経理処理に関しては，総勘定元帳や領収書等の証票類などの調査を行ったところ，証票類の整備の一部に不備が見られたが，おおむね連盟で定められた経理規程に沿った処理がされていた。

### (ウ) 収支の状況

収入の内容を見ると，京都市の補助金の他は，本件事業に充当されるべき特定の収入はなく，連盟の負担となっていた。

支出の内容を見ると，連盟の各委員会開催のための会議費や，研

修講師，論文選考委員などへの報償費，研修会場費などの研修費，研修資料印刷費などの印刷製本費，その他事務用品や通信費などの事務費の支出があった。

平成 19 年度及び平成 20 年度の収支の状況は次のとおりであった。

(表 3) 京都保育研究所事業の収支の状況 (平成 19 年度)

(単位：円)

収入		支出	
京都市補助金	2,610,000	会議費	141,265
連盟負担金	2,478,348	報償費	1,111,914
		研修費	393,431
		調査研究費	206,031
		印刷製本費	1,307,250
		事務費	1,928,457
合計	5,088,348	合計	5,088,348

(表 4) 京都保育研究所事業の収支の状況 (平成 20 年度)

(単位：円)

収入		支出	
京都市補助金	2,610,000	会議費	109,260
連盟負担金	1,674,731	報償費	931,602
		研修費	129,800
		調査研究費	417,311
		印刷製本費	1,161,615
		事務費	1,535,143
合計	4,284,731	合計	4,284,731

## エ 問題点

### (ア) 所管課の事務に関するもの

#### a 支出方法

京都保育研究所事業補助金は，平成 19 年度，平成 20 年度ともに，事業完了前に通常払の方法により支出されていたが，通常払による支出を行うためには，債務が確定し，かつその履行期が到来している必要がある。

同補助金は，事業実施の予定が記載された申請を受けて支出を決定し，事業完了の報告を受ける前に支出するものであるため，前金払とするか，概算払として事業完了後に精算の手続を行うべきである。

b 補助金交付条件の履行状況等の確認

補助金交付条件の履行状況等を確認するためには、実際の事業の実施状況を把握する必要があるが、事業の実績報告として提出されているものは決算書のみであり、この書類だけでは当初補助申請書に添付された事業計画に記載した事業の具体的な実施状況は明らかになっておらず、所管課として事業の実施状況を把握していなかった。

また、実績報告が提出された場合、補助金の交付決定を行った決定者まで供覧することなどにより、同補助金の交付に当たり付した条件に適合していることなどを確認する必要があるが、十分な確認手続が行われていなかった。

事業の終了後は、適切に補助金交付条件の履行状況等の確認を行うことが必要である。

c 補助対象事業の範囲等

京都保育研究所は、調査研究機関としてそれ自体の活動実態はほとんどなく、各年度の事業計画に記載された事業は、その一部を除いて、実際には連盟の各委員会ですらの委員会活動の中の一部として行われていた。年度によりその取組内容も大きく異なり、研究所として一貫した調査研究の方針などが無い現状からは、各年度の具体的な事業の実施内容について、市は連盟からの申請を追認していたのが実態であると捉えられ、この事業の補助目的や効果が明確であるとはいえない。市は補助金の支出目的や効果、補助対象範囲を明確にし、事業の実施の実態を踏まえて補助金の交付を決定する必要がある。

(イ) 団体の事務に関するもの

a 事業の実施状況

事業の実施状況について、事業計画に記載された事業で具体的に実施されたことが確認できないものがあった。市への補助申請に添付する事業計画及び予算計画については、より精査されたものとするべきである。

b 補助事業に関する収支の把握

前に述べたとおり、京都保育研究所事業は、実態としては、ほとんどが連盟の各委員会の活動の中で実施されていた。支出される経費についても、委員会開催の会場費、研修費、事務消耗品費、通信運搬費など多岐にわたり、本件補助の対象経費と連盟の他の一般活動経費とを明確に区別ができないものが多くあった。

明確に補助対象外と認定できるものは見受けられず、またこの事業は相当分が連盟負担で実施されている状況ではあるが、市か

らの補助を受けて事業を実施している以上、申請した事業にどれだけの経費を支出したのかについては、客観的に明らかである必要があり、補助対象事業に係る収支をより適切に把握し、計上する必要がある。

オ 市長に対し措置を求める事項

京都保育研究所事業補助金に係る事務の執行に関して、市長に対し次のとおり措置を求める。

(ア) 所管課関係

- a 補助金を補助対象事業の完了報告を受ける前に支出する場合には、前金払又は概算払により支出するよう事務を改められたい。
- b 事業の終了後は、決算書に加えて具体的な事業の実施状況を示す資料の提出を求めてその内容を審査し、交付決定を行った決定者まで供覧するなど、補助金交付条件の履行状況等を適切に確認するよう事務を改められたい。
- c 補助の対象とする事業の範囲と、連盟として独自に実施する事業との区別について不明瞭な点が多く、実際の連盟での個々の支出経費が補助の対象経費であるかどうか客観的に明確であるとはいえない状況であることから、補助金交付に関する要綱を整備して、補助の対象範囲をはじめとした京都保育研究所事業補助金に関する基本的な考え方を明確にし、これに基づき同補助金の交付事務を行われたい。

(2) 看護学修得事業補助金に係る事務の執行について

ア 補助金の概要

連盟では、保育現場にとっての看護に関する知識及び技術の重要性にかんがみ、保育者に対する保健衛生、看護知識の理論と技術の現任訓練を行うことにより保育内容の向上、保育体制の充実に資することを目的として、毎年度連盟加盟の保育園関係者を対象として看護技術講習会（以下「講習会」という。）を実施しており、市ではこの実施に要する経費の一部を補助している。

看護学修得事業補助金の所管課は、保育課である。

イ 所管課における事務の状況

(ア) 補助金の交付

a 事務手続

連盟から市長あての補助金交付申請書（「看護学修得事業の実施に伴う助成のお願いについて」）が、当年度に実施予定の講習会の予算書及び実施要綱を添付して、平成19年度分は平成19年7月に、平成20年度分は平成20年8月に、それぞれ提出されていた。市では、この申請に基づき、保育行政上、当事業を支援すること

は公益上意義があるものと認め、保健福祉部長決定により補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書を交付していた。

補助金交付決定通知書に記載されている交付の条件は、前に述べた京都保育研究所事業補助金において付されているものと同様であった。

b 補助の対象範囲

看護学修得事業補助金の支出手続や補助の対象範囲などを規定する要綱などは定められていなかった。市は、連盟からの交付申請書に添付された当年度に実施する予定の講習会の予算書と実施要綱などの申請内容を基に、補助金の交付を決定しており、講習会の開催に要する経費全般が補助の対象であると解することができる。

c 補助金額の算定

講習会の開催に当たっては、受講者から一定額の負担金を徴収しており、講習会の開催に要する費用からこれを差し引いた額を補助金額として算定していた。

d 支出方法

平成 19 年度の事務を見ると、補助金交付決定後、平成 20 年 3 月に通常払により支出されていた。また、平成 20 年度の事務を見ると、同様に平成 20 年 9 月に通常払により支出されていた。

なお、通常払により支出されていたことから、精算を要するものとはされておらず、精算は行われていなかった。

(イ) 補助金交付条件の履行状況等の確認

看護学修得事業の終了報告として、補助金完了実績報告書が、平成 19 年度分は平成 20 年 8 月に、平成 20 年度分は平成 21 年 5 月に、それぞれ当該事業に係る決算書を添付して提出され、保育課内でのみ供覧が行われていた。

また、当初の補助申請に添付された実施要綱に記載された事業の実施状況を示すものについては連盟から提出を受けておらず、具体的な事業の実施状況の確認はなされていなかった。

(ウ) 交付額等

平成 19 年度及び平成 20 年度の交付額等は、次のとおりであった。

(表 5) 看護学修得事業補助金の交付額等

(単位：円)

年度 (平成)	交付 申請日	交付 申請額	交付決定 通知日	支出日	交付額	支出 方法	精算
19	19. 7. 30	1,190,000	19. 9. 4	20. 3. 7	1,190,000	通常払	実施せず
20	20. 8. 4	1,190,000	20. 8. 22	20. 9. 26	1,190,000	通常払	実施せず

ウ 団体における事務の状況

(7) 補助の対象とする事業の実施状況

講習会の実施の状況は、次のとおりであり、申請内容に沿って事業が実施されていた。

(表6) 看護技術講習会の実施状況

項目	平成19年度(第27期)	平成20年度(第28期)
受講者数	34人	28人
講義の部	こどもみらい館及び京あんしんこども館で、医師等から合計12科目の講義等を受講 期間：7月5日から25日までのうち8日間	こどもみらい館及び京あんしんこども館で、医師等から合計12科目の講義等を受講 期間：7月14日から30日までのうち6日間
病院実習	京都市立病院、京都第一赤十字病院、京都第二赤十字病院のいずれかの病院で1日、小児科病棟、小児外来、ベビーセンターの見学を実施 期間：8月1日から9日までの間で1日	京都市立病院、京都第一赤十字病院、京都第二赤十字病院のいずれかの病院で1日、小児科病棟、小児外来、ベビーセンターの見学を実施 期間：8月5日から8日までの間で1日
保健所実習	各保健所、支所で半日、1歳6箇月検診を見学 期間：8月2日から22日までの間で半日	各保健所、支所で半日、1歳6箇月検診を見学 期間：8月1日から28日までの間で半日

(イ) 経理の状況

看護学修得事業補助金の対象事業に関する支出は、連盟の一般会計で経理されており、収入は、本部会計で受け入れた後、一般会計へ繰り出されていた。

市から交付を受けた補助金は、連盟の本部会計に適切に収入処理されていた。また、市に提出された事業の決算書に記載された内容については、おおむね連盟の各会計の決算に計上されていた内容と相違はなかったが、一部に計数処理の誤りが見られた。

その他、看護学修得事業補助金の対象事業に係る経理処理に関しては、総勘定元帳や領収書等の証書類などの調査を行ったところ、証書類の整備の一部に不備が見られたが、おおむね連盟で定められた経理規程に沿った処理がされていた。

(ウ) 収支の状況

収入の内容を見ると、市の補助金の他に講習会の参加者の自己負担金があり、不足する額は連盟の負担となっていた。

支出の内容を見ると、講習会の実施に当たって必要となる講師への謝礼金、病院での実習謝礼、講習会の会場費、教材の印刷費等が計上されていたが、平成19年度、平成20年度ともに、連盟の食育委員会に関連する支出、慶弔費、乳幼児の安全対策に関する冊子の印刷費用など、補助の対象とする講習会の実施経費とは認められな

い支出が多く見られた。

平成 19 年度及び平成 20 年度の収支の状況は次のとおりであった。

(表 7) 看護学修得事業の収支の状況 (平成 19 年度)

(単位：円)

収入		支出	
京都市補助金	1,190,000	講師謝礼	356,108
受講者負担金	354,000	実習謝礼	60,000
連盟負担金	510,648	交通費	72,850
		会場費	121,500
		教材印刷費	910,756
		事務諸費・通信費	436,529
		雑費	96,905
合計	2,054,648	合計	2,054,648

(表 8) 看護学修得事業の収支の状況 (平成 20 年度)

(単位：円)

収入		支出	
京都市補助金	1,190,000	講師謝礼	387,774
受講者負担金	239,000	実習謝礼	60,000
連盟負担金	85,552	交通費	33,000
		会場費	152,200
		教材印刷費	465,873
		事務諸費・通信費	415,705
合計	1,514,552	合計	1,514,552

## エ 問題点

### (ア) 所管課の事務に関するもの

#### a 支出方法

看護学修得事業補助金は、平成 19 年度、平成 20 年度ともに、事業完了前に通常払の方法により支出されていたが、通常払による支出を行うためには、債務が確定し、かつその履行期が到来している必要がある。

同補助金は、事業実施の予定が記載された申請を受けて支出を決定し、事業完了の報告を受ける前に支出するものであり、支出時点では対象事業費が確定しているものではないため、概算払の方法により支出し、事業完了後に精算の手続を行うべきである。

#### b 補助金交付条件の履行状況等の確認

平成19年度分の補助金完了報告書と決算書は、講習会が7月から8月にかけて実施されてから1年近く経過した平成20年8月に提出を受けており、事業終了後直ちに収支決算報告書を提出することという交付条件に沿った取扱いとはなっていなかった。

補助金交付条件の履行状況等を確認するためには、実際の事業の実施状況を把握する必要があるが、事業の実績報告として提出されているものは決算書のみであり、この書類だけでは当初補助申請書に添付された事業計画に記載した事業の具体的な実施状況は明らかになっておらず、所管課として事業の実施状況を把握していなかった。

また、実績報告が提出された場合、補助金の交付決定を行った決定者まで供覧することなどにより、看護学修得事業補助金の交付に当たり付した条件に適合していることなどを確認する必要があるが、十分な確認手続が行われていなかった。

事業の終了後は、適切に補助金交付条件の履行状況等の確認を行うことが必要である。

(イ) 団体の事務に関するもの

講習会の決算書に計上された支出内容について見たところ、連盟の食育委員会の開催に要する経費をはじめとして、明らかに講習会の実施に要する費用とは認められない支出が多数あった。この状況は次のとおりである。

(表9) 補助対象と認められないものへの支出の状況

(単位：円)

支出項目	平成19年度			平成20年度			対象外支出の主な内容
	決算書計上額	補助対象外支出額	対象外支出控除後決算額	決算書計上額	補助対象外支出額	対象外支出控除後決算額	
講師謝礼	356,108	52,222	303,886	387,774	66,666	321,108	食育委員会委員対象研修会講師謝礼
実習謝礼	60,000	-	60,000	60,000	-	60,000	—
交通費	72,850	42,850	30,000	33,000	-	33,000	事業完了後のトラフィックカード代等
会場費	121,500	62,650	58,850	152,200	45,200	107,000	食育委員会会場費等
教材印刷費	910,756	788,972	121,784	465,873	230,731	235,142	連盟の広報誌作成費用、コピー機トナー代等
事務諸費・通信費	436,529	218,460	218,069	415,705	415,705	-	事務局の事務消耗品費、コピー機保守費用等
雑費	96,905	74,545	22,360	-	-	-	慶弔費、事業完了後の書籍費等
計	2,054,648	1,239,699	814,949	1,514,552	758,302	756,250	

連盟は事業費の一部を負担しているが、補助対象とは認められないものへの支出額が、平成19年度は72万9,051円、平成20年度は67万2,750円、それぞれ連盟の負担額を上回っており、市の補助金はこの額だけ補助対象外の経費に充当されたと認められる。

(表10) 補助対象外経費への補助金充当額

(単位：円)

項目	平成19年度	平成20年度
補助対象外経費支出額 (A)	1,239,699	758,302
連盟負担金 (B)	510,648	85,552
補助対象外経費への補助金充当額 (A)-(B)	729,051	672,750

オ 市長に対し措置を求める事項

看護学修得事業補助金に係る事務の執行に関して、市長に対し次のとおり措置を求める。

(ア) 所管課関係

- a 補助金が補助対象外の経費に充当されたと認められる額である平成19年度の72万9,051円及び平成20年度の67万2,750円の合計140万1,801円について、連盟に対し返還を請求されたい。
- b 補助金の支出方法を概算払によることとし、事業の決算実績により適切に精算手続を行うよう事務を改められたい。
- c 事業の終了後は、決算書に加えて具体的な事業の実施状況を示す資料の提出を求めてその内容を審査し、交付決定を行った決定者まで供覧するなど、補助金交付条件の履行状況等を適切に確認するよう事務を改められたい。
- d 看護学修得事業補助金は継続的なものとして支出していることから、補助金に係る適切な事務執行を継続的に担保するため、補助金の交付目的、補助の対象範囲や行うべき事務手続などを明確にし、要綱として整備されたい。

(イ) 団体関係

- a 決算書に多額の補助対象とは認められない経費が計上されていたことから、適切な補助申請及び実績報告を行うよう、連盟に対して指導されたい。

(3) 八瀬野外保育センター運営補助金に係る事務の執行について

ア 補助金の概要

八瀬野外保育センター（以下「センター」という。）は、保育園等に

入所している児童に安全かつ創造的な遊びを体験させ、児童の情操や健康の増進を図ることを目的として、児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設の認可を受け、連盟が設置、運営している施設である。市は、当該施設の運営を支援するため、運営経費の一部を補助している。

八瀬野外保育センター運営補助金の所管課は、保育課である。

センターの概要は、次のとおりである。

(表 11) 八瀬野外保育センターの概要

所在地	京都市左京区八瀬野瀬町 200 番地	敷地規模	23,708.78 m <sup>2</sup>	
施設種別	児童厚生施設 (昭和 46 年 10 月認可)			
開設	昭和 45 年 5 月			
施設概要	施設名	構造	延床面積	備考
	かつらの家	RC 3 階建	756.38 m <sup>2</sup>	宿泊棟, 研修室
	ひいらぎの家	RC 2 階, 地下 1 階建	692.47 m <sup>2</sup>	宿泊棟, 研修室, 保育室等
	からまつの家	RC 一部 2 階建	454.30 m <sup>2</sup>	ホール, 事務室
	さくらの家	RC 平屋建	44.06 m <sup>2</sup>	休憩室, 研修室
	あじさいの家	木造平屋建	16.00 m <sup>2</sup>	炊事場
	工作小屋	RC 平屋建	36.00 m <sup>2</sup>	
	かえでの家	木造平屋建	16.00 m <sup>2</sup>	浴場
	あずまや	木造平屋建	16.00 m <sup>2</sup>	
	野外便所	補強ブロック造	22.74 m <sup>2</sup>	
	プール	補強ブロック造	153.00 m <sup>2</sup>	
	森の家	木造 2 階建	132.44 m <sup>2</sup>	
	その他	土俵, さるの見はり台, 森のサイロ, 野外ステージ 等		
職員数	5 名 (所長 1 名, 指導保育士 2 名, 管理用務員 1 名, 作業員兼運転手 1 名)			

## イ 所管課における事務の状況

### (ア) 補助金の交付

#### a 事務手続

連盟から市長あての補助金交付申請書(「八瀬野外保育センター運営にかかる補助金交付申請について」)が、当年度の事業計画及び予算書を添付して、平成 19 年度分は平成 19 年 11 月に、平成 20 年度分は平成 20 年 8 月に、それぞれ提出されていた。市では、この申請に基づき、保育行政上、当事業を支援することは公益上意義があるものと認め、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書を交付していた。

補助金交付決定通知書に記載されている交付の条件は、前に述べた京都保育研究所事業補助金において付されているものと同様であった。

b 補助の対象範囲

八瀬野外保育センター運営補助金の支出手続や補助の対象範囲などを規定する要綱などは定められていなかった。市は、連盟からの交付申請書に添付された予算書と事業計画に記載された申請内容を基に、補助金の交付を決定していた。

予算書の収入予算額の欄には、市からの補助金額の内訳として、人件費、事務費及び送迎経費のそれぞれの金額が記載されており、市の補助金交付決定書にも、市が支出する補助金の算定根拠として、この内訳が記載されていた。このことから、整備費を除く運営経費全般が補助の対象であると解することができる。

c 補助金額の算定

定額の補助となっており、積算の内訳は人件費で 895 万円、事務費で 205 万円、送迎経費で 623 万円となっており、平成 19 年度及び平成 20 年度ともに同額となっていた。

なお、補助金交付決定通知書にはこの内訳は記載されておらず、総額がセンターの運営経費全体への補助として支出されていた。

d 支出方法

平成 19 年度の事務を見ると、補助金交付決定後、平成 20 年 3 月に前金払により支出されていた。また、平成 20 年度の事務を見ると、同様に平成 20 年 12 月に前金払により支出されていた。

なお、前金払により支出されていたことから、精算を要するものとはされておらず、精算は行われていなかった。

(イ) 補助金交付条件の履行状況等の確認

センターの運営の終了報告として、補助金完了実績報告書が、平成 19 年度分は平成 20 年 8 月に、平成 20 年度分は平成 21 年 5 月に、それぞれセンターの活動報告書と決算書を添付して提出されていた。提出を受けた書類の確認処理については、平成 19 年度分は、平成 20 年度分の補助金交付決定書に添付して補助金の交付決定者まで閲覧されていた。また、平成 20 年度分については、保育課内でのみ閲覧が行われていた。

(ウ) 交付額等

平成 19 年度及び平成 20 年度の交付額等は、次のとおりであった。

(表 12) 八瀬野外保育センター運営補助金の交付額等

(単位：円)

年度 (平成)	交付 申請日	交付申請額	交付決定 通知日	支出日	交付額	支出 方法	精算
19	19. 11. 19	17, 242, 848	20. 1. 28	20. 3. 7	17, 242, 848	前金払	実施せず
20	20. 8. 21	17, 242, 848	20. 11. 19	20. 12. 12	17, 242, 848	前金払	実施せず

## ウ 団体における事務の状況

## (ア) 補助の対象とする事業の実施状況

センターの利用状況及び行事等の実施状況は次のとおりであった。

(表 13) センターの利用状況

(単位：人，園)

年度	利用人数		利用園数		送迎バス利用園数	
	幼児	大人	日帰り	宿泊	かぶと号バス	保育バス
平成 19 年度	13, 182	3, 852	251	52	174	181
平成 20 年度	12, 447	3, 733	245	54	169	199

(表 14) 行事等の実施状況

項 目	平成 19 年度	平成 20 年度
行 事	4 月 17 日 真空管コンサート 5 月 15 日 春の研修会 6 月 14 日 全国野外保育センター連 絡協議会（京都市開催） 11 月 17 日 第 24 回落ち葉まつり 2 月 2 日 冬の研修会	5 月 14 日 春の研修会 11 月 5 日 全国野外保育センター連絡 協議会（北九州市開催） 11 月 29 日 第 25 回落ち葉まつり 2 月 27 日 冬の研修会
刊行物	センターだより発行 11 回 センター紀要発行 第 32 号	センターだより発行 11 回 センター紀要発行 第 33 号
施設整備等	ひいらぎの家テラス等塗装工事 " 遮風カーテン取付工事 " 照明器具修理工事 等	受水槽水中ポンプ入替工事 木製遊具修理工事

## (イ) 経理の状況

センターの運営に関する支出については、事業費及び管理費は連盟の八瀬野外保育センター特別会計で、人件費は一般会計で、整備費は八瀬施設整備特別会計で、特定資産取得支出は本部会計で、それぞれ経理されていた。また、収入は、本部会計で受け入れた後、支出が経理されている各会計へ繰り出されていた。

市から交付を受けた補助金は、連盟の本部会計に適切に収入処理

されていた。また、市に提出された事業の決算書に記載された内容については、連盟の各会計の決算に計上されたものと相違はなかった。

その他、八瀬野外保育センター運営補助金の対象事業に係る経理処理に関しては、総勘定元帳や領収書等の証票類などの調査を行ったところ、証票類の整備の一部に不備が見られたが、おおむね連盟で定められた経理規程に沿った処理がされていた。

(ウ) 収支の状況

収入の内容を見ると、市の補助金のほか、寄付金収入及び宿泊施設等の利用料や送迎バス（かぶと号）利用料などの施設利用者からの利用料収入があった。この収入で不足する額は、連盟の負担となっていた。

支出の内容を見ると、送迎バス事業の委託費、光熱水費、施設建物維持費などの事業費や、施設に常勤する職員4名及びアルバイトの給料などの人件費、通信運搬費や消耗品費などの管理費、施設の整備補修工事費などの整備費、施設整備引当資産支出などの特定資産取得支出があった。

平成19年度及び平成20年度の収支の状況は次のとおりであった。

(表15) 八瀬野外保育センター運営の収支の状況（平成19年度）

(単位：円)

収入		支出	
京都市補助金	17,242,848	事業費	16,333,149
連盟負担金	19,459,506	人件費	18,634,190
寄付金	800,000	管理費	2,156,884
利用料	3,435,895	整備費	1,814,026
		特定資産取得支出	2,000,000
合計	40,938,249	合計	40,938,249

(表16) 八瀬野外保育センター運営の収支の状況（平成20年度）

(単位：円)

収入		支出	
京都市補助金	17,242,848	事業費	16,178,067
連盟負担金	17,886,608	人件費	18,545,909
寄付金	1,500,000	管理費	1,927,795
利用料	3,460,175	整備費	937,860
		特定資産取得支出	2,500,000
合計	40,089,631	合計	40,089,631

## エ 問題点

### (7) 所管課の事務に関するもの

#### a 補助金交付条件の履行状況等の確認

平成 19 年度分の補助金完了報告書と決算書については、年度が終了してから約 5 箇月後の平成 20 年 8 月に提出を受けており、事業終了後直ちに収支決算報告書を提出することという交付条件に沿った取扱いとはなっていなかった。

また、実績報告が提出された場合、補助金の交付決定を行った決定者まで供覧することなどにより、八瀬野外保育センター運営補助金の交付に当たり付した条件に適合していることなどを確認する必要があるが、十分な確認手続が行われていなかった。

事業の終了後は、適切に補助金交付条件の履行状況等の確認を行うことが必要である。

### (イ) 団体の事務に関するもの

#### a 決算書に記載する内容

補助事業の終了報告に添付され提出された決算書について、次のとおり補助の対象事業の収支報告としては記載の内容が適切でないものがあった。

#### (a) 送迎バス事業に係る記載

センターでは、センター送迎用のかぶと号バスと園外保育一般の送迎用の保育バスの 2 台のバスを運行しており、この送迎事業に要する経費が市の補助対象事業となっているが、このうちの保育バスの利用者から徴収している利用料収入が、市に提出された決算書には記載されていなかった。本来的には、利用料を控除した連盟の負担額を補助の範囲と捉えるべきものであり、この利用料は収支に計上される必要がある。

なお、この額は、平成 19 年度は 89 万円、平成 20 年度は 92 万 5,000 円であり、この額を勘案すると、平成 19 年度及び平成 20 年度ともに、補助対象額以上の額の補助金が積算されていることになり、積算されている補助金額は妥当なものではないと難しい。

(表 17) 送迎バス事業の収支の状況

(単位：円)

年度 (平成)	決算書計上内容		決算書未計上	補助対象額 (D)= (A)-(B)-(C)	補助積算額 (E)	補助積算 過剰額 (E)-(D)
	経費(A)	利用料収入 (B)	利用料収入 (C)			
19	7,631,022	881,000	890,000	5,860,022	6,237,769	377,747
20	7,076,020	861,000	925,000	5,290,020	6,237,769	947,749

また、補助金交付申請書に添付されたセンターの事業計画では、送迎事業として保育園とセンターとの送迎用のバス（かぶと号）の運行しか記載されておらず、実際の運行実態が正確に記載されていないため、記載内容を改善する必要がある。

(b) 補助対象外経費の記載

市に提出されている予算書及び決算書では、整備費、特定資産取得支出、固定資産取得支出などの収支も含めて記載されていたが、前に述べたとおり、補助金の対象事業費は、整備費等を除く運営経費全般であると解することができることから、記載されたこれらの支出は、連盟の負担において実施することを予定している補助対象外経費であると考えられる。

また、連盟の交際費としての性格が強い経費と考えられる研修の講師等への手土産、過去にセンターの運営に功労があった方への慶弔費、中元や歳暮代の支出や、連盟の役職員の親睦のための経費と考えられるセンター運営委員会の忘年会などに要する費用の一部の支出があったが、これらは補助の対象となる直接のセンター運営費とは認め難い。

これらの支出は、補助の対象事業の収支報告としての決算書に計上されることは不適切であり、このことによって、決算書は、本来の補助の対象事業に係る収支が正確に示されない状態になっている。

なお、センターの運営に要する経費は、その相当額が連盟の負担となっており、これらの補助対象とは考えられない経費を、決算書に計上された事業費から差し引いたとしても、補助金に余剰は生じず、返還すべき補助金は発生しない。

b 食糧費の支出

決算書には、落ち葉まつりでのパーティーの飲食費用や弁当などのうち、参加者の負担分で不足する額や、連盟のセンター運営委員会のお茶菓子代など、多数の食糧費の支出が見られたが、これらの経費支出について、連盟で統一的な取扱基準等として定

められたものはなかった。

食糧費は、基本的には個人において負担されるべきものであると考えられ、このような支出を補助金の対象事業費とするのであれば、少なくとも客観的にセンター運営に必要な直接の運営経費と認められ、その内容も公費の負担対象として市民の理解を得ることができるものである必要がある。

連盟においては、適切な取扱基準等の策定が行われ、これに則って取り扱われることが最低限必要であると考えられる。

オ 市長に対し措置を求める事項

八瀬野外保育センター運営補助金に係る事務の執行に関して、市長に対し次のとおり措置を求める。

(ア) 所管課関係

- a 事業の終了後は、提出を受けた実績報告書の内容を審査し、交付決定を行った決定者まで供覧するなど、補助金交付条件の履行状況等を適切に確認するよう事務を改められたい。
- b 八瀬野外保育センター運営補助金は継続的なものとして支出していることから、補助金に係る適切な事務執行を継続的に担保するため、補助金の交付目的、補助の対象範囲や行うべき事務手続などを明確にし、要綱として整備されたい。

(イ) 団体関係

- a 連盟から提出されている予算書及び決算書は、そもそも連盟の負担において実施を予定し補助の対象としていない支出や、補助の対象として適切さを欠く支出が含まれる一方、計上すべき収入や事項が記載されていないなど、補助の対象とする事業や収支が正確に計上されていない状況にあることから、適切な補助申請及び実績報告が行われるよう、連盟に対して指導されたい。

2 法第199条第10項の規定による意見

本件監査の結果に基づき、市長に対し次のとおり意見を提出する。

(1) 補助金の執行に関する基本的事項に係る規程の整備

補助金は、反対給付を受けない公金の支出であることから、法においては、公益上必要がある場合でなければ支出することができないものとされている。この公益上の必要性については、議会の審議を経て議決を得た予算に基づき、市長が個別的にその必要性、効果等について検討し、認定することになり、申請のあった事業について、補助制度の目的、補助した場合の効果等を勘案して認定を行うこととなる。

したがって、補助金の支出に当たっては、個々の補助制度ごとに補助対象者や補助対象事業の範囲、要件を明確にし、申請に係る事業がこれに適合するかを判断することが必要であり、また、事業の終了後には、

交付に当たって付した条件の履行状況や補助の効果を確認し、公益上の意義が認められたことを適切に確認する必要がある。

今回監査を実施した補助金については、所管課においては要綱を整備しておらず、通常払など適切でない方法による支出、補助の対象範囲や補助金額の積算内訳の不明確さ、事業実績の確認の不十分さなど、多くの問題点が見られたほか、団体においても、補助対象範囲を明らかに外れる支出が見られ、かつ所管課はこの状況を把握していなかった。今回のような適切さを欠く事務手続が行われている補助金が他にも存在する可能性がある。

市では、補助金を交付する事業に係る検査について定めたものである補助事業検査規程はあるものの、補助金の支出についての基本的な考え方や統一的な事務の執行方法などを示すものは整備されていない。市は多くの補助金を支出しているが、この中には要綱を定めずに支出している補助金があるほか、要綱を定めていたとしても、その規定内容が十分ではないものがあると推認される。

今回の監査の結果からは、補助金の支出に当たり行うべき基本的な手続についての相当の理解が不足していたと考えざるを得ない。補助金の交付の申請及び決定や、実効性のある補助金交付条件の履行状況の確認手続など、補助金の予算の執行に関する基本的事項を補助金交付規則など市全体として制定することが、事務の改善に有用であると考えられる。

については、このような市全体での補助金に関する基本的事項に係る規程の制定について検討されたい。

(監査事務局第二課及び第三課)